

○日光市若者活動応援事業補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 2 6 日

告示第 3 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、若者ならではの柔軟で斬新な発想により、まちづくりを目的とした社会参加活動にチャレンジする若者を応援するため、活動に必要な経費の一部を交付する日光市若者活動応援補助金（以下「補助金」という。）について、日光市補助金等交付規則（平成 1 8 年日光市規則第 5 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 1 6 歳（当該年度内に 1 6 歳を迎える者を含む。以下同じ。）以上 2 9 歳以下の者をいう。
- (2) 団体 構成員が 2 人以上であって、かつ市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学している若者が過半数以上含まれているグループをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体（自治会を除く。）とする。

- (1) 団体の規約又は会則等を設けていること。
- (2) 市内で継続して活動を行っていること、又は今後継続した活動が見込まれること。
- (3) その他市長が適当と認める団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、団体が 1 8 歳未満の者のみで構成されている場合は、1 8 歳以上（満 1 8 歳の者にあつては、1 8 歳に達する以後最初の 3 月 3 1 日までの間にある者を除く。）の者で、団体の活動を支援する活動責任者を置くものとする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の活性化・魅力向上を目的とした活動
- (2) 地域課題の解決を目的とした活動
- (3) 団体の構成員以外の市民等を広く参加させ、地域の住民等の交流の場を創出する活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合にあっては、補助の対象としない。

- (1) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける活動
- (2) 国、県、市等の公的機関から他制度による補助金等を受けている活動
- (3) その他市長が補助の対象として不適当と認める活動
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要した経費の10分の10以内の額とし、10万円を上限とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき、一の年度1回限りとし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 若者活動応援事業計画書(様式第1号)
- (2) 若者活動応援事業収支予算書(様式第2号)
- (3) 団体概要調書(様式第3号)
- (4) 規約等
- (5) 構成員の名簿
- (6) これまでの活動内容及び経緯がわかる書類
- (7) 確認書(様式第4号)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助対象事業を完了したときは、規則第13条に定める補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 若者活動応援事業実績書・収支決算書（様式第5号）
 - (2) 活動報告書（活動成果が具体的にわかるもの）
 - (3) 事業実施に係る記録写真、資料等
 - (4) 補助対象活動に要した経費の支出を証する写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。